

納税準備預金

販売対象	・法人および個人
期 間	・期間の定めはありません。
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・原則として租税納付に当てる場合に限り払戻しできます。
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
税 金	・お利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、個人の方は20%の税金(国税15%、地方税5%)がかかり、法人は総合課税となります。(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。) ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に個人に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手 数 料	_____
付加できる 特約事項	_____
中途解約時 の取扱い	_____
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:096-355-6112)にお申し出ください。 紛争解決措置 熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考と なる事項	・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算されます。 ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることになります。(金額が一部カットされることがあります。)